

別紙 伊那中央病院訪問看護ステーションの利用料金
【 医療保険 】

訪問看護サービスを利用した場合の料金は、原則として「(2)基本療養費」と「(3)加算」の合計金額を「(1)年齢・収入別負担割合」で算出した額に、「(4)その他」の額を加算した額となります。

(1) 年齢・収入別負担割合

区 分	収 入	負担割合
義務教育就学前	—	2割
義務教育就学から 69 歳まで	—	3割
前期高齢者 (70 歳から 74 歳)	一 般	2割
	現役並み所得者	3割
後期高齢者 (75 歳以上)	一 般	1割
	現役並み所得者	3割

(2) 基本療養費(非課税)

区 分		初日	2日目以降
訪問看護管理療養費	月の初日及び2日目以降の指定訪問看護	7,440 円	3,000 円
		週3日目まで 1日に付き	週4日目以降 1日に付き
基本療養費 (Ⅰ)	看護師・保健師・助産師	5,550 円	6,550 円
	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	5,550 円	
	准看護師	5,050 円	6,050 円
	緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア又は人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師	12,850 円 (月1回を限度) 管理療養費の算定なし (※1)	
基本療養費 (Ⅱ) (※2)	看護師・保健師・助産師	2,780 円	3,280 円
	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	2,780 円	
	准看護師	2,530 円	3,030 円
	緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア又は人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師	12,850 円 (月1回を限度) 管理療養費の算定なし (※1)	
基本療養費 (Ⅲ)	外泊中の訪問看護に対し算定 (※3)	8,500 円	

※1 他の訪問看護事業所と同一日共同して行う訪問看護。

※2 同一建物内の複数(3人以上)の利用者に同一日に訪問した場合。

2人の場合は基本療養費(Ⅰ)と同額とする。

※3 入院中に1回(別に厚生労働大臣が定める疾病等は2回)に限り算定可能

(3) 加算 (非課税)

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算項目	内 容	利用料
難病等複数回訪問加算	1日2回 (同一建物内に2人まで)	4,500円
	〃 (同一建物内に3人以上)	4,000円
	1日3回 (同一建物内に2人まで)	8,000円
	〃 (同一建物内に3人以上)	7,200円
長時間訪問看護加算	90分を超える場合 (対象者は※4)	5,200円
乳幼児加算(6歳未満)	1日に付き	1,500円
複数名訪問看護加算	看護師等 ※5 (同一建物内に2人まで)	4,500円
	看護師等 (同一建物内3人以上)	4,000円
	准看護師 (同一建物内2人まで)	3,800円
	〃 (同一建物内3人以上)	3,400円
	その他の職員 ※6 (以下別表 7.8、特別指示)	—
	〃 1日1回(同一建物内2人まで)	3,000円
	〃 1日1回(同一建物内3人以上)	2,700円
	〃 1日2回(同一建物内2人まで)	6,000円
	〃 1日2回(同一建物内3人以上)	5,400円
	〃 1日3回(同一建物内2人まで)	10,000円
〃 1日3回(同一建物内3人以上)	9,000円	
夜間・早朝・深夜加算	早朝(6:00~8:00) 夜間(18:00~22:00)	2,100円
	深夜(22:00~6:00)	4,200円
24時間対応体制加算	月1回*利用者の希望により	6,400円
特別管理加算	月1回 (対象者は※7)	5,000円
	月1回 (対象者は※8)	2,500円
退院時共同指導加算	月2回まで	8,000円
特別管理指導加算 (退院時共同指導加算上乘せ)	厚生労働大臣が定める疾病等の利用者	2,000円

加算項目	内 容	利用料
緊急訪問看護加算	主治医の指示による緊急訪問	2,650 円
専門管理加算	緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア又は人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師、又は、特定行為研修(※9)を終了した看護師の計画的な管理	2,500 円 (月1回を 限度)
退院支援指導加算	退院日の訪問	6,000 円
	退院日の長時間の訪問 (対象者は※10)	8,400 円
在宅患者連携指導加算	月1回	3,000円
在宅患者緊急時カンファレンス加算	月 2 回まで	2,000 円
情報提供療養費 1～3	月1回	1,500 円
ターミナルケア療養費1	1回	25,000 円

- ※4 1)15歳未満の 超重症児・準超重症児であって、※7、※8 は週3日まで算定可
2)特別訪問看護指示期間の方 は週1回
3)特別な管理を必要とする方(※7 ※8) は週1回
- ※5 看護師等 : 看護師・准看護師・保健師・助産師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 週1日まで算定可
- ※6 他の看護師等又は看護補助者 ※3の場合は毎日算定可
- ※7 1)在宅で鎮痛療法または悪性腫瘍の化学療法を行う状態にある方
2)気管カニューレまたは留置カテーテルを使用している状態にある方
- ※8 1)自己腹膜灌流・血液透析・酸素療法・中心静脈栄養法・成分栄養経管栄養法
自己導尿・人工呼吸・持続陽圧呼吸療法・自己疼痛管理・肺高血圧症患者
2)人工肛門または人工膀胱を設置している状態にある方
3)真皮を越える褥瘡の状態にある方
4)在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している方
- ※9 訪問看護において以下の専門の管理を必要とするものに限る
1)気管カニューレの交換
2)胃ろうカテーテルもしくは腸ろうカテーテルまたは胃ろうボタンの交換
3)膀胱ろうカテーテルの交換
4)褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去
5)創傷に対する陰圧閉鎖療法
6)持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調節
7)脱水症状に対する輸液による補正

- ※10 1)15歳未満の 超重症児・準超重症児
 2)※7、※8の方

(4) その他

区 分	金 額
交通費	
事業所実施地区内	負担なし
事業所実施地区外	1Kmあたり 37 円(税込)
死後の処置料 (材料費込み)	8,250 円(税込)
日常生活上必要な物品や保険適用外の衛生材料	実費

平成27年10月 1日作成
 平成28年 4月 1日改訂
 平成30年 4月 1日改訂
 令和 1年10月 1日改訂
 令和 2年 4月 1日改訂
 令和 3年 4月 1日改訂
 令和 4年 4月 1日改訂